

通達甲（副監．総．装．装3）第19号

平成14年8月28日

存続期間

各 部長、参事官 殿
所属長

副総監

○ 識別章の識別番号の指定基準について

〔沿革〕 平成14年9月 通達甲（副監．総．企．組）第22号、11月同第27号

15年4月 同第14号

17年9月 同第21号、12月 同第27号

20年3月 同第2号

21年2月 同第1号、3月 同第5号

23年3月 同第2号、11月 同第15号

26年1月 同第2号

27年3月 同第6号

29年3月 同第6号

令和元年6月 同（副監．総．文．審）第25号、9月 同（副監．総．企．組）第34号

3年3月 同第6号、9月 同第18号

4年3月 同第5号、同（副監．組．総．企）第9号

5年3月 同（副監．総．企．組）第3号改正

このたび、識別章の識別番号の指定基準を定め、平成14年10月1日から次のとおり実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

第1 識別番号の構成

アルファベット2文字は所属を、3けたの数字は個人の番号を表すものとする。

第2 識別番号の指定基準

- 1 所属を表すアルファベット2文字は、[別表](#)のとおりとする。

なお、副総監、部長及び参事官は、部の庶務を担当する課のアルファベット2文字を使用するものとする。

- 2 個人に付与する3けたの数字（以下「番号」という。）の指定要領

- (1) 所属長等に付与する番号は、次表のとおりとする。ただし、参事官が所属長（方面本部長を除く。）を兼ねる場合は、参事官の番号を使用するものとする。

所属	所属長等	番号
本部	副総監	001
	総務部長	002
	部長（総務部長を除く。）	001
	総務部参事官	003
	参事官（総務部参事官を除く。）	002～
	課長等	010
警察学校	警察学校長	001
方面本部	方面本部長	001
犯罪抑止対策本部	犯罪抑止対策本部長	001
人身安全関連事案 総合対策本部	人身安全関連事案総合対策本部長	001
サイバーセキュリ ティ対策本部	サイバーセキュリティ対策本部長	001
警察署	署長	001

- (2) 前(1)以外の警察官の番号は、所属長等に付与された番号の後の番号から所属長が適宜指定するものとする。ただし、所属長が前(1)ただし書の場合及び警察官以外の場合は、「010」の番号を使用せず、「011」の番号から適宜指定するも

のとする。

(3) 不都合な数字については、使用しないことができる。

(4) 番号は、所属内の勤務異動の場合は変更しないものとする。

- 3 識別番号の指定に関し、前1及び2によりがたい場合は、総務部長（装備課被服第一係）と協議するものとする。

第3 識別番号の管理

1 識別番号は、所属において管理するものとする。

2 所属長は、[別記様式](#)の「識別番号指定台帳」を作成するとともに、識別番号の管理の適正を図らなければならない。

別表

識別章所属表示一覧表

A	総務部	AA	企画課
		AB	文書課
		AC	情報管理課
		AD	広報課
		AE	会計課
		AF	用度課
		AG	装備課
		AH	施設課
		AI	留置管理第一課
		AJ	留置管理第二課
B	警務部	BA	人事第一課
		BB	人事第二課
		BC	訟務課
		BD	給与課
		BE	厚生課
		BF	教養課
		BH	健康管理本部

C	交通部	CA	交通総務課
		CC	交通執行課
		CD	交通捜査課
		CE	交通規制課
		CF	交通管制課
		CB	駐車対策課
		CG	運転免許本部
		CH	府中運転免許試験場
		CI	鮫洲運転免許試験場
		CJ	江東運転免許試験場
		CK	第一交通機動隊
		CL	第二交通機動隊
		CN	第三交通機動隊
		CP	第四交通機動隊
		CU	第八方面交通機動隊
		CV	第九方面交通機動隊
		CX	高速道路交通警察隊
D	警備部	DA	警備第一課
		DB	警備第二課
		DC	災害対策課
		DD	警衛課
		DE	警護課
		DF	第一機動隊
		DH	第二機動隊
		DI	第三機動隊
		DJ	第四機動隊
		DK	第五機動隊
		DL	第六機動隊
DN	第七機動隊		
DO	第八機動隊		

		DP	第九機動隊
		DQ	特科車両隊
		DR	航空隊
E	地域部	EA	地域総務課
		EB	地域指導課
		EC	通信指令本部
		EE	第一自動車警ら隊
		EF	第二自動車警ら隊
		EG	第八方面自動車警ら隊
		EH	第九方面自動車警ら隊
		EI	鉄道警察隊
F	公安部	FA	公安総務課
		FB	公安第一課
		FD	公安第二課
		FE	公安第三課
		FF	公安第四課
		FG	外事第一課
		FH	外事第二課
		FM	外事第三課
		FK	外事第四課
		FL	サイバー攻撃対策センター
		FI	公安機動捜査隊
G	刑事部	GA	刑事総務課
		GB	捜査第一課
		GC	捜査第二課
		GD	捜査第三課
		GG	捜査共助課
		GJ	鑑識課
		GK	科学捜査研究所

		GO	捜査支援分析センター
		GL	第一機動捜査隊
		GM	第二機動捜査隊
		GN	第三機動捜査隊
H	生活安全部	HE	生活安全総務課
		HF	生活経済課
		HH	生活環境課
		HG	保安課
		HJ	少年育成課
		HK	少年事件課
		HM	サイバー犯罪対策課
		HL	生活安全特別捜査隊
I	組織犯罪対策部	IA	組織犯罪対策総務課
		IB	犯罪収益対策課
		IC	国際犯罪対策課
		ID	暴力団対策課
		IF	薬物銃器対策課
		IG	組織犯罪対策特別捜査隊
K	警察学校	KA	
		KB	
L	方面本部	LA	第一方面本部
		LB	第二方面本部
		LC	第三方面本部
		LE	第四方面本部
		LF	第五方面本部
		LG	第十方面本部
		LH	第六方面本部
		LJ	第七方面本部
		LK	第八方面本部

		LL	第九方面本部
J	犯罪抑止対策本部、人身安全関連事案総合対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部	JB	犯罪抑止対策本部
		JD	人身安全関連事案総合対策本部
		JE	サイバーセキュリティ対策本部
M	第一方面	MA	麴町
		MB	丸の内
		MC	神田
		ME	万世橋
		MF	中央
		MG	久松
		MH	築地
		MI	月島
		MJ	愛宕
		MK	三田
		MM	高輪
		MN	麻布
		MO	赤坂
		MQ	東京湾岸
		MR	大島
		MS	新島
		MT	三宅島
		MU	八丈島
MV	小笠原		
		NA	品川
		NB	大井

N	第二方面	NC	大崎
		ND	荏原
		NE	大森
		NF	田園調布
		NH	蒲田
		NI	池上
		NJ	東京空港
O	第三方面	OA	世田谷
		OD	北沢
		OE	玉川
		OF	成城
		OH	目黒
		OI	碑文谷
		OJ	渋谷
		OK	原宿
		OM	代々木
P	第四方面	PA	牛込
		PD	新宿
		PE	戸塚
		PF	四谷
		PI	中野
		PJ	野方
		PN	杉並
		PO	高井戸
		PP	荻窪
Q	第五方面	QA	富坂
		QB	大塚
		QD	本富士
		QE	駒込
		QF	巣鴨

		QG	池袋
		QH	目白
R	第十方面	RA	滝野川
		RB	王子
		RC	赤羽
		RD	板橋
		RE	志村
		RF	高島平
		RI	練馬
		RJ	光が丘
		RK	石神井
S	第六方面	SA	上野
		SB	下谷
		SC	浅草
		SD	蔵前
		SE	尾久
		SF	南千住
		SG	荒川
		SH	千住
		SI	西新井
		SJ	竹の塚
		SK	綾瀬
T	第七方面	TA	深川
		TB	城東
		TC	本所
		TD	向島
		TE	亀有
		TF	葛飾
		TG	小松川
		TH	葛西

		TI	小岩
U	第八方面	UB	昭島
		UC	立川
		UE	東大和
		UF	府中
		UG	小金井
		UH	田無
		UI	小平
		UJ	東村山
		UK	武蔵野
		UL	三鷹
		UM	調布
V	第九方面	VA	青梅
		VB	五日市
		VC	福生
		VE	八王子
		VF	高尾
		VJ	南大沢
		VG	町田
		VH	日野
		VI	多摩中央

識別番号指定台帳 (別記様式)